札幌市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

（令和８年10月15日政策推進担当局長決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条の規定に基づく都市再生推進法人の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第２条　法第118条第１項の規定による都市再生推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

⑴　定款

⑵　登記事項証明書

⑶　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

⑷　法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

⑸　前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

⑹　当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

⑺　都市再生推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を示す書面

⑻　活動地域を示す図面

⑼　法第119条に規定する業務に関する計画書

⑽　業務を行うにあたって関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることが可能であることを示す書類

⑾　札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年4月札幌市条例第６号）第２条第１号に規定する暴力団でないこと及び同条第２号に規定する暴力団員が所属していないこと等を示す誓約書（様式第２号）

⑿　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定の基準等）

第３条　市長は、前条第１項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第１項の規定により、当該申請者を都市再生推進法人として指定するものとする。

⑴　まちづくりの推進を活動目的としていること。

⑵　申請者又はその母体になっている組織に、まちづくり活動の実績があること。

⑶　札幌市内に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること。

⑷　業務を適正かつ確実に行うために必要な組織体制や人員体制及び必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。

⑸　業務を行うにあたって関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることが可能と認められること。

⑹　札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年4月札幌市条例第６号）第２条第１号に規定する暴力団でないこと及び同条第２号に規定する暴力団員が所属していないこと。

２　市長は、申請者を都市再生推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書

（様式第３号）により当該申請者に通知するとともに、法第118条第２項の規定により公示するものとする。

（名称等の変更）

第４条　法第118条第３項の規定による変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書（様式第４号）により行うものとする。

２　市長は前項の届出があったときは、法第118条第４項の規定により当該届出に係る事項を公示するものとする。

３　都市再生推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書（様式第５号）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第５条　都市再生推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

２　都市再生推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

３　市長は、法第121条第１項の規定により、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、都市再生推進法人に対し、その業務に関し報告させることができる。

（改善命令）

第６条　市長は、法第121条第２項の規定により、都市再生推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、都市再生推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第７条　市長は、法第121条第３項の規定により、前条の規定による命令に違反したときは、第３条の規定による指定を取り消すことができる。

２　市長は、行政手続法（平成５年法律第88号）の規定により、前項の規定により指定の取消しを行う場合は聴聞を行うものとする。

３　市長は、第１項の規定により指定を取り消したときは、法第121条第４項の規定により公示するものとする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成23年11月11日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年11月５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年10月15日から施行する。